

第39期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

第39期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

株式会社シノプス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、2026年2月20日の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役、執行役員、理事および使用人その他これらの者に相当する者の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 当社は、「われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献する。」という基本理念を共通の志として、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
 - ii) 前項の理念の実践のため、「行動指針」に基づき、法令・社会倫理の遵守を当社全ての取締役、執行役員、理事および使用人（以下、本方針において併せて「役職員等」という。）の行動規範とする。取締役、執行役員および理事は、法令・定款ならびに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
 - iii) 当社の役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会において、当社全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、同委員会および管理部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
 - iv) コンプライアンス委員会は、同委員会の審議内容および活動を、適宜、取締役会および内部監査室に報告する。
 - v) 取締役、執行役員および理事が当社のコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する。また、内部通報制度を設置し、当社の使用人がコンプライアンス上の問題点について社外に設置した内部通報窓口に直接報告できる体制とし、情報の確保に努め、報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社全体にこれを実施させる。
 - vi) 内部監査室を設置し、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査室はその結果を、適宜、代表取締役および監査等委員会に報告する。
 - vii) 当社の財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
 - viii) 取締役、執行役員および理事は、当社において、反社会的勢力との関係断絶および不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i) 取締役、執行役員および理事は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令および社内規程に基づき保存・管理する。
- ii) 前項の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- iii) コンプライアンス委員会において、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 当社のリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定される。
- ii) 業務執行におけるリスクは、各部門の管掌役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定する。

- iii) 当社の経営上重要なリスクは、リスク管理委員会において、当社全体の業務遂行上のリスクおよび品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を指示して行う。
 - iv) 新たに生じた当社の経営上重要なリスクは、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ執行役員および理事を選定し、対応について決定する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
 - ii) 業務執行の監査・監督の機能強化を図るため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
 - iii) 取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
 - iv) 「組織規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にする。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当該取締役および使用人の執行からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会が必要とする場合、監査等委員会の職務の補助をする取締役および使用人を配置する。取締役および使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。当該取締役および使用人は、監査等委員会の指示に基づき各部署との意見交換や必要な会議への出席を随時行うことができる。
- ⑥ 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- i) 代表取締役および監査等委員でない取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。
 - ii) 監査等委員でない取締役、執行役員、理事および使用人は、選定監査等委員が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - iii) 監査等委員でない取締役、執行役員、理事および使用人は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、ただちに監査等委員に対して報告を行う。
 - iv) コンプライアンス委員会は、定期的に監査等委員に対し、当社における内部通報の状況の報告を行う。
- ⑦ 内部通報制度を利用し監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の役職員等は、社外に設置した内部通報窓口へ直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担しまたは債務を処理する。なお、監査等委員会は、職務上必要と認められる費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、定期的に代表取締役および会計監査人と意見を交換する機会を設ける。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取り組み
- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、内部通報の有無及び法改正情報の確認、行動基準の遵守状況の報告、その他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議しております。
 - ・取締役、執行役員、理事及び使用人等を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。
 - ・当社各部門を対象とした内部監査を通じて、法令等遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。
- ② 内部監査体制
- 代表取締役直轄の内部監査室により、各部門の業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役会および監査等委員会に対して報告しております。
- ③ 効率的な取締役の職務執行を確保するための体制
- 当社は執行役員を選任し、業務執行の責任の一部を担っております。執行役員は担当する業務執行の状況を定時の取締役会で報告しております。
- ④ 監査等委員監査体制
- 監査等委員は業務執行に関する情報収集及び監視のため、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席や稟議書、契約書等重要書類の閲覧を行っております。また、監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携し、定期的に意見交換を行っております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計
		資 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計	益 剰 余 金 計	
当 期 首 残 高	429,180	389,610	1,938	391,549	976,050	976,050	△30,802	1,765,978
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△99,776	△99,776		△99,776
当 期 純 利 益					217,039	217,039		217,039
自 己 株 式 の 処 分			△3,454	△3,454			18,982	15,527
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,516	1,516	△1,516	△1,516		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,938	△1,938	115,746	115,746	18,982	132,790
当 期 末 残 高	429,180	389,610	-	389,610	1,091,797	1,091,797	△11,820	1,898,768

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,037	△1,037	254	1,765,194
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△99,776
当 期 純 利 益				217,039
自 己 株 式 の 処 分				15,527
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	368	368	-	368
当 期 変 動 額 合 計	368	368	-	133,159
当 期 末 残 高	△668	△668	254	1,898,353

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

- ② ライセンス販売 ライセンス販売の主な内容は、「sinops-R6」を中心としたパッケージ製品（顧客の自社内のサーバー等にインストールして利用するソフトウェア）のライセンス販売であり、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質は、知的財産を使用する権利の提供であるため、ライセンスの供与を開始した時点で収益を認識しております。
- ③ 導入支援サービス 導入支援サービスの主な内容は、クラウドサービス又はライセンスを販売した顧客に対して、本部・店舗・拠点での運用構築支援やインターフェイス等の開発を行うことであります。収益の認識は契約形態により異なっております。本部・店舗・拠点での運用構築支援をはじめとする、準委任契約による導入支援サービスは、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。また、インターフェイス等の開発をはじめとする請負契約の導入支援サービスは、成果物が定められており、成果物の検収時点で顧客が便益を享受できるようになるため、顧客が成果物を検収した時点で収益を認識しております。
- ④ サポートサービス サポートサービスの主な内容は、パッケージ製品の保守契約であり、顧客との契約期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「保険配当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「保険配当金」は309千円であります。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(受注損失引当金)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金 1,249千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

未完了の導入支援サービスに係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

当社の導入支援サービスは、目標とする導入効果をユーザーと合意した上で導入支援プロジェクトの完了条件を決め、想定される難易度及び工数に基づいて総原価見積りを作成し、適正な利益率を確保した上でプロジェクトを受注しておりますが、想定以上に導入効果が出ない場合や、ユーザーとプロジェクトの完了条件に認識違いが発生した場合等、予期せぬトラブルやスケジュール変更等により、当初の見積りから工数が大幅に増加する可能性があります。当初の見積りから工数が大幅に増加した場合は、翌事業年度の計算書類において、受注損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 27,547千円

- (2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	950,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	950,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 6,259,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
 普通株式 13,105株
- (3) 配当に関する事項
 ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	49,829	8	2024年12月31日	2025年3月27日
2025年8月14日 取締役会	普通株式	49,947	8	2025年6月30日	2025年9月1日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	49,967	8	2025年12月31日	2026年3月30日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 3,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、主に未払賞与、研究開発費、株式報酬費用及び減価償却超過額などであり、繰延税金負債の発生は、主に繰上償却の繰上引当金等によるものである。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また、資金運用については、資金の流動性確保を第一とし、一部については信用リスクや金利等を考慮し、元本割れの可能性が極めて低いと判断した金融商品で運用しております。デリバティブ取引については、原則として利用しない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替の変動のリスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものです。

有価証券は債券であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- (a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨預金については定期的に為替相場を把握し、為替リスクを管理しております。

有価証券については、格付けの高い債券を保有し、また定期的に発行体の財政状態等を把握することによって、リスクの軽減を図っております。また、四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金及び預金、有価証券、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

なお、有価証券の帳簿価額は取引先金融機関から提示された価格に基づいております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券			
その他有価証券	99,370	99,370	—
差入保証金	31,050	30,953	△96

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
その他有価証券				
社債	—	99,370	—	99,370

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	－	30,953	－	30,953

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

当社が保有している社債は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、社債の調達利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

	sinops事業
一時点で移転される財又はサービス	404,346
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,636,370
顧客との契約から生じる収益	2,040,717
その他の収益	－
外部顧客への売上高	2,040,717

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	250,525
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	306,695
契約負債（期首残高）	194,217
契約負債（期末残高）	196,507

契約負債は、主に、クラウドサービス及びサポートサービスなどに対する契約期間分の前受金であり、収益の認識に伴い、概ね翌事業年度に取り崩されるものであります。

当事業年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は183,157千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	723,726
1年超	23,894

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 303円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円79銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ① 自己株式の取得を行う理由 | 経営環境の変化に対応した資本政策を遂行するため。 |
| ② 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ③ 取得し得る株式の総数 | 8万株（上限） |
| ④ 株式の取得価額の総額 | 5千万円（上限） |
| ⑤ 取得する期間 | 2026年2月13日から2026年8月13日まで |
| ⑥ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |